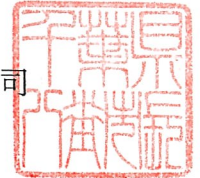


公募型プロポーザルに係る手続き開始の公告

八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務について、公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

令和7年11月7日

八街市長 北 村 新 司



記

1 業務の概要

(1) 業務の名称

八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務

(2) 業務の目的

指定ごみ袋の効率的な受注管理および一般廃棄物処理手数料収納業務

(3) 業務内容

八街市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第9条第2項の規定により市民に交付する指定ごみ袋（以下、「指定ごみ袋等」という。）の取扱店（以下、「取扱店」という。）からの注文を受け、発注者が指定する指定ごみ袋製造保管配送業者（以下、「製造保管配送業者」という。）へ配送指示し、配送予定及び配送完了の確認を行い、指定ごみ袋の流通を一元管理するとともに、配送実績に応じた一般廃棄物処理手数料を、取扱店から適正に収納し、発注者へ納付するものである。

○取扱店登録申請開始（説明会の開催含む。）

令和8年6月（予定）

○指定ごみ袋の注文受付開始

令和8年9月（予定）

○指定ごみ袋の取扱店への納品期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日まで（36ヶ月）

○指定ごみ袋の納品数に応じた取扱店に対する一般廃棄物処理手数料の収納業務

令和8年10月分から令和11年9月分まで（36ヶ月分）

①指定ごみ袋の種類：9種類

可燃ごみ（15L/30L/45L）不燃ごみ（15L）再生ごみ（20L/45L）

有害ごみ（15L）資源ごみ（20L/40L）

②一般廃棄物処理手数料

可燃ごみ・不燃ごみ・再生ごみ・有害ごみ（1Lあたり1円）

資源ごみ（1Lあたり0.5円）

各種10枚入りを1組とし販売。

販売価格

可燃ごみ 15L：150円、30L：300円、45L：450円

不燃ごみ 15L：150円

再生ごみ 20L：200円、45L：450円

有害ごみ 15L：150円

資源ごみ 20L：100円、40L：200円

1箱50組（500枚）を単位として取扱店へ納品

③取扱店数：約120店

（4）委託期間

契約締結の日から令和11年11月30日まで（ただし、指定ごみ袋の取扱店への納品開始は令和8年10月1日からとし、契約日締結から令和8年9月30日までは、受注管理および収納事務に関する業務の構築に関する準備期間とする。）

（5）委託限度額

25,344,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

上記委託限度額は契約時の予定価格を示すものではなく、業務内容の規模を示すものであることに留意すること。また、提案見積書を提出する際には、上記委託限度額を超えてはならない。

2 選定スケジュール

選定スケジュールは、次のとおりとする。

公募開始の公告	令和7年11月7日(金)
質問受付期限	令和7年11月14日(金)
質問回答日	令和7年11月21日(金)
参加申込書の受付期間	令和7年11月25日(火)～12月1日(月)
企画提案書の受付期間	令和7年11月25日(火)～12月8日(月)
第1次審査(書類審査)結果通知(※1)	令和7年12月15日(月)
第2次審査(プレゼンテーション)	令和7年12月22日(月)
第2次審査結果通知	令和7年12月26日(金)

(※1)企画提案書提出時点で5者以上の提出があった場合は、事前に選定委員会において提出書類等を確認・選定し、上位5者の受託候補者によるプレゼンテーションとする。

3 参加資格に関する事項

この業務のプロポーザルに参加する提案者（以下「参加者」という。）は、公告日から受託候補者決定の日までの間において次の要件の全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく入札参加排除の認定に関する要領（昭和58年訓令第23号）による入札参加の資格制限に該当しない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、手続開始の決定後、八街市長が別に定める入札参加資格の再認定を受けた者を除く。
- (3) 八街市指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者、並びに、八街市暴力団排除条例（平成24年八街市条例第17号）第2条第3号の暴力団及び第9条第1項の暴力団員並びに暴力団密接関係者に該当しない者。また、警察当局から暴力団が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものと

して国土交通省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

- (4) 国税及び地方税に未納がないこと。
- (5) 本公告の日から起算して前2年間に手形交換所による取引停止処分を受けていない者、又は前6か月以内に手形もしくは小切手を不渡り事故を出していない者。
- (6) 本プロポーザルに係る入札参加資格審査申請において、提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) 同一人が代表者となっている法人等は、重複して参加申込みをすることができない。

4 参加申込に関する事項

(1) 提出書類及び提出部数

①、②、⑤、⑥については、正本を1部、副本を11部の計12部を提出すること。④の書類については、正本を1部、副本を11部の計12部のほか電子媒体(PDF形式)1部を提出すること。その他の書類については、各12部提出すること。

①様式1「参加申込書」

代理人が提出する場合、又は代表者以外の印を使用する場合には、八街市入札参加者の資格審査申請時の使用印鑑届兼委任状の写しを提出すること。

②様式2「誓約書」

③会社概要

④企画提案書

ア 企画提案書は、仕様書の内容を踏まえた業務実施方針を記載し、次の項目を網羅すること。

項目	内容
本業務に関する受託意欲	本業務の趣旨・内容の理解、受託に関する意欲等
指定ごみ袋の受注管理の効率化	管理システム等を用いた指定ごみ袋の受注管理の提案（在庫管理、受注管理、配送指示

	など)
一般廃棄物処理手数料収納業務の運営	取扱店に対する指定ごみ袋の納品数に応じた一般廃棄物処理手数料の収納業務に関する提案 (取扱店への委託料は、一般廃棄物処理手数料の収納額と相殺して支払うものとする。)
立ち上げ支援	指定ごみ袋の有料化が円滑に行われるための支援策（業務構築支援策）
受注実績	指定ごみ袋受注管理および手数料収納業務業務の受注実績（様式3「関連業務実績」）
受託後の組織体制	事業受託後の管理責任体制・業務スケジュール等
不測の事態の対処方法	対応マニュアルの整備等
従事者への指導	効率的な業務運営を行う上での従事者への教育指導体制

イ 企画提案書は、原則A4判で、目次を除き本文にページ数を付すこと。

ウ 企画提案書の用紙方向は、縦長とすること。

エ 企画提案書は、両面印刷で作成すること。

オ 提案内容は、その考え方等について、文章、表及び図等で簡潔かつ明瞭に記述すること。

カ 企画提案書は、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

⑤見積書

※消費税及び地方消費税を含む総額を算用数字で記入すること。

⑥経費内訳

※システム導入に係る初期費用（ランニングコストは除く）は、他の経費と分けて内訳を示すこと。

また、年度ごとにかかる経費の内訳についても示すこと。

⑦様式3「関連業務実績」

関連業務実績の証明として契約書の写しを提出する場合は、契約書の表面（契約者が証明できる部分）及び仕様書等のみとし、約款等が記載されている部分の提出は不要とする。なお、関連業務とは、過去5年間（令和2年11月から令和7年10月まで）における自治体が発注する本業務と類似した業務とする。

(2)受付期間

①～③ 令和7年11月25日(火)～12月1日(月) 午後4時00分まで

④～⑦ 令和7年11月25日(火)～12月8日(月) 午後4時00分まで

(3)提出方法

提出書類は、事前に電話連絡の上、提出先まで直接持参、もしくは郵送により提出すること。なお、直接持参する場合の受付時間は、平日の午前8時30分から午後4時00分まで（八街市クリーンセンターの閉庁日を除く。）とする。郵送する場合は、期限を過ぎたものは受け付けない。（期限必着）

提出先：八街市経済環境部クリーン推進課（八街市クリーンセンター内）

〒289-1138 千葉県八街市用草500番地

電話：043-443-6937

(4)提案のための費用負担

提案にかかる費用は、全て提案者の負担とする。

(5)提案書の提出辞退

提案の辞退は自由であり、以後、辞退により事業者が不利益な扱いを受けることはない。なお、提案を辞退する場合には、様式4「プロポーザル辞退届」を提出するものとする。

(6)市から疑義照会

提出のあった企画提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、後日、必要に応じて市から疑義事項の照会を行う。

(7)企画提案書等の取り扱い

①企画提案書等の提出後の企画提案書等に記載された内容の追加及び変更は、原則として認めない。

②提出された企画提案書等は、一切返却しない。

③提出された企画提案書等は、審査の過程で必要に応じて複製する場合がある。

④提出された企画提案書等は、営業上の秘密に該当する部分が含まれていることが考えられることから、原則公開しないものとするが、八街市公文書公開条例（平成12年条例第1号）の対象行政情報となるため、公文書公開請求や公文書公開請求訴訟のいかんによっては、公開される可能性がある。したがって、企業秘密等、公開されることにより事業者が不利益を被る恐れのある情報については、極力含まないようにするか、マル秘マークを付加する等、適切な措置を講じること。

5 質問及び回答

（1）質問書の提出

質問がある場合は、様式5「質問書」により提出すること。

①提出期限

令和7年11月14日(金) 午後4時00分まで（必着）

②提出方法

担当部署メールアドレス宛に電子メールに添付して提出すること。

なお、メール件名の先頭には【八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務質問書】を付加すること。

また、やむを得ない事情により、電子メールによる提出ができない場合は、FAX もしくは持参での提出も可とする。

電子メールの送信、又はFAXの送付後は、電話による確認連絡を行うこと。

（2）質問書に対する回答

質問書に対する回答は、令和7年11月21日(金)午後4時00分までに電子メール、又はFAXにて全質問者に対し回答する。（回答は、閉庁日及び勤務時間外には行わない。）

なお、質問に対する回答は、要綱及びその他配布された提供資料の追加、又は修正と見なす。

6 審査方法

庁内に「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務公募型プロポーザル選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置し、次の第1次審査、第2次審査により受託候補者を選定する。

（1）第1次審査（書類審査）

選定委員会において、提出書類等を確認・選定し、上位5者の受託候補者を選定する。なお、参加者が5者未満の場合は、第1次審査は実施せず、すべての参加者を第1次審査通過者として扱う。

①審査方法

選定委員会において、別に定める「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務審査基準」（以下「基準表」という。）に基づき審査するものとする。

（2）第2次審査（提案プレゼンテーション及びヒアリング）

第1次審査にて選定された者は、提案説明書を基にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

（第2次審査予定）

①日時：令和7年12月22日（月）午前10時

②場所：第1会議室（八街市役所第1庁舎3階）

③人数：3名以内

④プレゼンテーション時間

参加者からの説明時間として20分以内

八街市からの質問時間として10分以内

7 契約方法

（1）提出された提案書、提案プレゼンテーションの内容に基づき、八街市と受託候補者にて設計書及び契約内容の協議を経て、随意契約により契約を締結する。

優先交渉権者との協議において双方が合意に至らなかった場合には、次点候補者との協議を行うものとする。

（2）契約手続きは、八街市財務規則等に定めるところにより行う。なお、契約締結後において参加者に本提案における失格事由（「3 参加資格に関する事

項」に掲げる要件を一つでも満たさないこととなる事由をいう。)、不正又は虚偽記載と認められる行為が判明した場合は、八街市は契約を解除できるものとする。

8 企画提案書等における言語、通貨及び単位

- (1)言語 日本語
- (2)通貨 日本国通貨
- (3)単位 計量法（平成4年法律第51号）に基づく単位

9 その他

プロポーザル手続きの詳細は、「八街市指定ごみ袋受注管理一般廃棄物処理手数料収納管理業務公募型プロポーザル実施要綱」による。

10 担当部署

- (1)担当部署：八街市経済環境部クリーン推進課
- (2)担当係：クリーン推進係
- (3)所在地：〒289-1138 千葉県八街市用草500番地
- (4)連絡先：(電話) 043-443-6937
(FAX) 043-443-1738
- (5)電子メール：clean_c@city.yachimata.lg.jp

